



平成 27 年 4 月 7 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 代表取締役副社長 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

連結子会社テクノメディアにおける訴訟の判決に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社テクノメディアは、平成 27 年 2 月 24 日付で、株式会社ジェーシービーよりクレジットカード利用代金請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受けたことについて、本日、判決文の送達を受け、下記のとおり判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 裁判所 | 東京地方裁判所（事件番号：平成 27 年(ワ)第 4953 号） |
| (2) 訴訟提起日 | 平成 27 年 2 月 24 日（火） |
| (3) 原告会社名 | 株式会社ジェーシービー |
| 原告所在地 | 東京都渋谷区南青山 5 丁目 1 番 22 号 |
| 原告代表者の
役職・氏名 | 代表取締役 浜川 一郎 |
| (4) 請求の内容 | クレジットカード利用代金請求 |
| (5) 判決日 | 平成 27 年 4 月 3 日（金） |

2. 訴訟の概要

平成 26 年 9 月に利用したヤフービジネスサービス利用料である総額 4,989,600 円について支払期日である平成 26 年 11 月までに全額返済できていないため訴訟を提起されました。

3. 判決の内容

(1) 判決主文

- 1 被告は、原告に対し、金 498 万 9600 円及びこれに対する平成 26 年 11 月 11 日から支払済まで年 14.6 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

(2) 裁判所の判断

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

4. 今後の対応

当社としましては、判決を受け入れ、今後、返済方法について原告と協議しながら、適切に対応して参ります。また、返済原資の調達方法については、今後検討してまいります。

以上